○農林水産省告示第千七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県福井市二ツ屋町七字中畑一、三から五まで、一六から一八まで、二二の一、二二の二、二四の一、二四の二、二五の一、二七、二八、三〇、三二、三四から四六まで、四八から五〇まで、五二から五四まで、五六の一、五八から六二まで、六三の一、六三の二、六四から六八まで、七〇、七五から七七まで、七九、八〇、八五、一五字人尾二、三、一一、一五の一、一五の二、一七、一九から二二まで、二四から三四まで、三七字大月六の三、七、一三の一、一三の二、一三の四、一四の一から一四の三まで、一五の二から一五の四まで、一六の一から一六の三まで、一七、一九、二〇、二二から二六まで、二八、二九、三一、三四から三八まで、四〇、四一、四三、四四、四六、四八、五〇、五一、五三から五五まで、五六の一、五六の二、五七、六〇、三八字神上二、三の一から三の四まで、五から一一まで、一三から一五まで、一七、一九、二二、二三、二四の一、二四の二、二五から二七まで、二九、三〇、三二、三三、三五から四二まで、四三の一、四三の二、四四から四六まで、四七の一、四八、四九、五一、五三から五六まで、六一、六二、六四、六五、六七、七一、七二、三九字板ケ谷一、三から五まで、七の二、八の一から八の三まで、九から一一まで、一三、一五、一六、一九、二〇、二一の一、二二、二四、二六から二八まで、三一から三八まで、四〇字鬼平一から四まで、七から一二まで、一四から一六まで、一八から二一まで、二二の一、二三から二五まで、二六の二、二七から三二まで、三四、三五、三七から四二まで、四四から四九まで、五〇の一、五一の一、五二から五五まで、五六の一、五六の二、五七、五八、四一字樟山二の二、三から八まで、一〇から一二まで、一四、一六、一七、一九の一、二〇の一、二一、二二の一、二三、二五から三〇まで、三二から四七まで、四九から五二まで、五四から五九まで、六一、六三、六四、六七から七六まで、七八、七九、八一、八二、八六から九〇まで、四二字伯父ケ谷三、四の一、六の一、九、一〇、一二の一、一三の一、一六、一八から二一まで、二九、三〇、三一の二（次の図に示す部分に限る。）、三一の三、三二、三四、三五、三六の一から三六の三まで、三七、三八の一、三九、四〇・四一・四三字駒尾一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三、三の一、四の一、五の一、六、七、一〇の一、一一の一、一二、一三の一、一三の三、一四の一、一四の三、一五、一六の一、一六の三、一八から二二まで、二三の一、二四、二五の一から二五の三まで、二六の一・二六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六の四、二七（次の図に示す部分に限る。）、二八、二九、三〇から三二まで・三五・三六の一・三六の二・三七・三九（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、四一、四二（次の図に示す部分に限る。）、四五、四六、四八、武周町二七字上北ケ市二の一、三、四の一、五、六の一、六の二、八の一、一一の一、一一の二、一三、一四の一、一四の二、一六の一、一六の二、一七の一、一七の二、二八字奥一ノ谷一の三、一の四、三から六まで、七の一、七の二、八の一、九の一、一〇の一、一二、一三の一、一三の二、一四、一六から一九まで、二〇の一、二〇の二、二一、二二の一、二二の二、二三から三一まで、三三の二、三三の二、三四、三五、三〇字大平一の一、一の二、二の一、二の四、四の一、四の三、五から八まで、一〇から一七まで、一九から二七まで、二八の一から二八の四まで、三〇から三五まで、三八の一、三九、四一から四三まで、四四の一、四四の二、四六、四七の一、四七の二、四九の一、四九の二、五〇から五三まで、五四の一、五四の二、五五の一、五六の一、五七の一、五八、五九の一、五九の二、五九の四、六〇の一、六〇の二、六一から六三まで、六六、三一字滝脇一、三から一一まで、一三の二、一五の一、一五の二、一六の一、一六の二、一七、一八、一九の一、一九の二、二〇、二一、二三、二四、二五の一、二五の二、二六の二、二六の三、二七の二、二九の一、二九の二、三〇、三一の一、三二、三三、三四の一、三七、三八の一、三二字向坂一の一から一の三まで、二、三の一から三の三まで、四の一、四の二、五の一、五の二、六、七の一、七の二、八から一二まで、一四の一、一四の二、一五の一から一五の四まで、一七の一、一七の二、一八の一、一八の二、一九、二〇、二一の一、二一の二、二三の一、二三の二、二四から二八まで、二九の一、三一、三三から三五まで、三七の一、三七の二、三八の一から三八の三まで、三九、四〇の一、四〇の二、四一、四二、三三字大坂一の一、五の一、五の二、七、一〇、一二、一三の一、一三の二、一四、一五の一、一五の二、一六から二〇まで、二一の一、二一の二、二三から二八まで、二九の一、二九の三、二九の四、三〇、三一の一、三一の二、三二から三四まで、三四字高尾一、六、八、九、一一、一二の一、一二の二、一三、一四の一、一四の二、一五の一、一五の二、一六の一、一六の三、一七、一八、一九の一、一九の二、三五字昼谷三から五まで、七から一六まで、一八から二六まで、二七の一、二七の二、二八、二九、風尾町一六字後山四の一、四の二、五から一〇まで、一二から一七まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

七字中畑一、三から五まで、一六、一七、二四の一、二四の二、三六から四三まで、四五、四六、四九、六〇、六一、一五字人尾一一、一五の一、一五の二、一七、一九から二二まで、二四から三四まで、三七字大月六の三、七、一三の一、一三の二、一三の四、一四の一から一四の三まで、一五の二から一五の四まで、一六の一から一六の三まで、一七、一九、二〇、二二から二六まで、二八、二九、三一、三四から三八まで、四〇、四一、四三、四四、四六、四八、五〇、五一、五三から五五まで、五六の一、五六の二、五七、六〇、三八字神上二、三の一から三の四まで、五から一一まで、一三から一五まで、一七、一九、二四の一、二四の二、二五、二六、二九、三二、三三、三五から四二まで、四三の一、四三の二、四四、五一、三九字板ケ谷七の二、九から一一まで、四〇字鬼平一から四まで、一五、二一、二二の一、二三から二五まで、二六の二、二七、二九から三一まで、三四、三七から四二まで、四六、四七、四九、五一の一、五二から五四まで、五六の二、四一字樟山二の二、三から五まで、六一、六三、六八から七〇まで、八一、八二、四二字伯父ケ谷三、四の一、六の一、九、一〇、一二の一、一三の一、一六、二一、三四、三五、三六の一から三六の三まで、三七、三八の一、三九、四〇、四三字駒尾一の一、一の三、三の一、四の一、五の一、六、七、一〇の一、一一の一、一三の一、一四の一、一五、一六の一、一八から二二まで、二七、二八、二九、三〇から三二まで、三五、三六の一、三六の二、三七、四八、二七字上北ケ市四の一、五、六の一、八の一、一一の一、一一の二、一四の一、一四の二、二八字奥一ノ谷一の三、一の四、三から六まで、七の一、七の二、八の一、九の一、一〇の一、二九字南剪ケ谷九、一〇、一二、一三の一、一三の二、一六から一九まで、二三から三一まで、三二の二、三三の二、三四、三五、三〇字大平一の一、一の二、二の一、二の四、四の一、四の三、五から八まで、一〇から一四まで、二三から二七まで、二八の二、二八の四、三〇から三五まで、三八の一、三九、四一から四三まで、四四の一、四四の二、四六、四七の一、四七の二、四九の一、四九の二、五〇から五三まで、五四の一、五四の二、五五の一、五六の一、五九の二、五九の四、六〇の一、六〇の二、六一から六三まで、三二字向坂一の一から一の三まで、四の一、五の一、六、七の二、一四の一、一五の一から一五の三まで、一七の一、一八の一、一八の二、一九、三三から三五まで、三七の一、三七の二、三八の一、三八の二、三九、四〇の二、四一、四二、三三字大坂一の一、五の一、五の二、七、一〇、一二、一三の一、一三の二、一四、一五の一、一五の二、一六から二〇まで、二一の一、二一の二、三四字高尾一三、一四の二、一五の一、一五の二、一六の一、一七、一八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)